

名古屋市交通局管理規程第26号

ＩＣカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月24日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

第7条第1項ただし書中「ＳＦ（現金）については」の次に「、乗合自動車内において料金箱によって、乗車券に引き換える場合を除き」を加え、同条第3項中「ＳＦ（ポイント）は、」の次に「第27条第5項（第35条第2項及び第42条の3において準用する場合を含む。）及び」を加える。

第27条第1項中「（乗合規程第24条の3に規定する家族割引普通券を除く。次項において同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

5 乗客は、乗合自動車内において料金箱によって、ＩＣＳＦカード乗車券のＳＦ（現金）残額から1枚又は複数枚の共通一日乗車券又はバス一日乗車券の料金を差し引くことにより共通一日乗車券又はバス一日乗車券に引き換えることができる。

第37条第1項中「（乗合規程第24条の3に規定する家族割引普通券を除く。）」を削る。

第43条第1項中「乗継後の乗合自動車の普通券料金等」の次に「（乗合規程第24条の3に規定する家族割引普通券を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「ガイドウェイバス平面区間」の次に「及び乗合規程第24条の3に規定する家族割引普通券による乗車」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、発布の日から施行し、改正後のＩＣカード乗車券取扱規程の規定は、令和6年11月25日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後のＩＣカード乗車券取扱規程の規定は、料金箱によって乗車券を引き換えることができる乗合自動車について適用し、料金箱によって乗車券を引き換えることができない乗合自動車は、なお従前の例による。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。